資料その他－１

第８次長野県保健医療計画の中間評価等について

長野県健康福祉部医療政策課

現在の長野県保健医療計画（第８次医療計画）の概要

◆ 策定年月日　令和６（2024）年３月

◆ 根拠法令
「都道府県は、厚生労働大臣が定める基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療計画を定めるものとする」（医療法第30条の４）

◆ 計画期間　令和６(2024)年度～令和11(2029)年度（６年間）

◆ 記載必須項目
(1) 都道府県において達成すべき、５疾病・６事業及び在宅医療の目標に関する事項
(2) ５疾病・６事業及び在宅医療に係る医療連携体制に関する事項
(3) 医療連携体制における医療機能に関する情報提供の推進に関する事項
(4) 医療従事者の確保に関する事項
(5) 医療の安全の確保に関する事項
(6) 病床の整備を図るべき区域の設定に関する事項
(7) 基準病床数に関する事項
(8) 地域医療支援病院の整備の目標その他医療機能を考慮した医療提供施設の整備の目標に関する事項
(9) 地域医療構想に関する事項
(10)病床の機能に関する情報の提供の推進に関する事項
(11)その他医療提供体制の確保に関し必要な事項

◆ 長野県独自項目
2040年を見据え、病院機能にも着目した役割分担を進め、外来・在宅も含めた地域の医療提供体制全体を考えるものとして、医療計画の記載事項に通底する理念として「医療提供体制のグランドデザイン」を策定

保健医療計画の中間評価等の方向性

関係法令

○　在宅医療その他必要な事項については、３年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要がある場合は変更することとされている。
○　医師確保計画や外来医療計画等は３年ごとの計画期間であり、後期計画を策定する必要がある。（医療法第 30 条の６）

中間評価等の方向性

国の考え

◯厚生労働省が設置している「地域医療構想及び医療計画等に関する検討会」（以下、国検討会という。）において、国検討会の進め方として、５疾病・６事業について個別の事業の課題を第９次医療計画に向けて継続的に検討し、その中でも医師確保計画や外来医療計画等の３か年の計画が、令和９年度からの後期計画に向けて必要な検討を行う方向性が示されている。

県の方向性

・**令和８年度中に保健医療計画の中間評価等を行う**。※医師確保計画等は後期計画（R9～R11）の策定
・主な内容としては以下を想定。
　◯医療提供体制のグランドデザインの建付けを新たな地域医療構想の土台とする
　◯第８次保健医療計画における計画期間の中間年として、ロジックモデルを活用した進捗評価を行い、推進している施策の効果測定を実施（第9次保健医療計画策定に向けた検討事項の把握等を含む）
　◯新たな地域医療構想及び第9次保健医療計画を見据えた検討事項の認識共有

具体的な検討事項

今年度は第８次医療計画の中間年であることから、５疾病・６事業等の中間評価を通じて前期計画期間の取組を振り返るとともに、有識者等からのご意見を伺いながら、後期計画及び次期医療計画を見据えた課題の整理・共有を行う。また、国から見直し等が求められている事項について対応する。

本県独自のグランドデザインと新たな地域医療構想の整理	医療法上、新たな地域医療構想が医療計画の上位概念になったことに伴い、医療提供体制の将来ビジョンを一体的に整理
５疾病・６事業及び在宅医療の中間評価等	ロジックモデルを活用した進捗評価 （指標が目標に進捗しているかや、ボトルネックとなるような課題等がないか等の確認を実施）
医師確保計画等の策定	第８次医療計画の後期期間（令和９年度～令和11年度）の計画策定 ※医師確保計画、薬剤師確保計画、外来医療計画及び在宅医療については計画期間が３年間のため
基準病床数	医療法関係法令の改正に伴う必要な見直し （一般・療養病床、精神病床）